

高台地域活動協議会 会則

第一章 総 則

第1条 【名称及び事務所】

本会は高台地域活動協議会(以下本会と言う)と称し、事務所を西区南堀江2丁目7番17号フルーレ南堀江管理棟二階に置く。

第2条 【目 的】

本会は、高台地域が常に輝き・活気あふれる街にするため、本会のさまざまな組織が相互に連携・協力した活動を行い、誰もが参加しながら、まちづくりに取り組んでいくことを目的とすると同時に、高齢者・子ども・児童・生徒らの福祉に貢献することを目的とする。

第3条 【活 動 区 域】

本会の活動の対象区域は、高台地域(第一振興町会・第二振興町会・第三振興町会・第四振興町会)とする他、西区全体の活動の為、行政当局又は府警・西消防署・及び日赤奉仕団等の指定する各活動場所とする。

第4条 【構 成】

本会は、末尾別表に定める、地域まちづくりのために活動を行う団体若しくは組織をもって構成する。

第5条 【活 動】

本会又は下部組織は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、 予算・決算・広報等の活動に関する事。
- 2、 地域のコミュニティづくりに関する事。
- 3、 地域の防災・防犯・交通安全に関する事。
- 4、 地域の福祉や住民の健康づくりに関する事。
- 5、 こどもの健全育成や非行化防止に関する事。
- 6、 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
- 7、 環境美化に関する事。
- 8、 その他本会の目的達成に関わる事。

第6条 【活動の制限】

本会は、次の活動を行わないものとする

- 1、 営利を目的とする行為。
(但し、その利益を本会の目的達成のために使途するものなら、その限りでない。)
- 2、 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする行為。
- 3、 政治上の主義を推進し、支持し、またこれらに反対する行為・活動。
- 4、 特定の公職の候補者若しくは、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又は、反対することを目的とする行為・活動。

第二章 役 員

第7条 本会は目的達成の為、次の役員及び監事(以下役員と言う。)を置く。

- | | | |
|----|-------|-----|
| 1、 | 会 長 | 1 名 |
| 2、 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3、 | 書 記 | 1 名 |
| 4、 | 会 計 | 1 名 |
| 5、 | 監 事 | 2 名 |

第8条 【役員等の選任】

役員等は運営委員会において選任する。

監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第9条 【役員任期】

本会の全ての役員任期公職の任期中とし、欠員の生じた場合は補填する。

第三章 運営委員会

第10条 【運営委員会の組織】

本会は活動の推進のため、運営委員会を組織する。

運営委員会は、次の各号に定める者により組織する。

- (1)末尾別表に定める、地域まちづくりのために活動を行う団体若しくは組織の代表者。
- (2)前号に定める運営委員による運営委員会において、本会の適切な運営に必要と認められた者。

第 11 条 【運営委員会議の決議事項】

運営委員会は、次に掲げる事項を決議する。

- 1、事業計画、事業予算、並びに決算及び実績報告に関する事項。
- 2、役員を選任に関する事項。
- 3、高台地域の「まちづくりのビジョン」・地域福祉に関する策定に係る事項。
- 4、当該諸会・委員会の規約に関する事項。
- 5、役員・委員に欠員の生じた場合の補填に関する事項。
- 6、その他、当該諸部会又は委員会の会務上必要な事項。

第 12 条 【運営委員会の会議の開催】

運営委員会の会議は、次の場合に会長が招集する。

- 1、会長が必要と認めたとき
- 2、運営委員の3分の1以上から請求があったとき
- 3、監事から請求があったとき

第 13 条 【運営委員会の会議と決議】

運営委員会の会議は、全委員会の3/5(委任状を含む)以上で成立し、出席者の過半数をもって決議する。

第 14 条 【運営委員会の議事録】

運営委員会の議事に付いては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1、日時及び場所。
- 2、運営委員の現在数及び、出席者数。(委任状を含む)
- 3、開催目的の議事、審議事項及び決議事項。
- 4、議事経過の概要及びその結果。
- 5、議事録署名人の選任等は、当日席上において、書記が当該議事録を朗読することによりそれに替えることが出来る。(但し、議事録朗読後に書記が署名捺印すること。)

第 15 条 【会議録の公開】

活動区域の住民(以下、「地域住民」という。)その他利害関係人が、議事録の閲覧を請求した時は、これを拒むことは出来ない。

第 四 章 構成団体の創設

第 16 条 【構成団体若しくは組織の設置】

本会の目的を一層充実するため、新たな使命を掲げて発足する新規の構成団体若しくは組織の創設に当たっては、第二章の第7条に掲げる役員及びその他関連ある組織の部長並びに委員長により、「新規団体又は組織創設会議」を開催し、下記の手続きにより設立するものとする。

- 1、本会会長が、役員並びに関係組織の長を招集して設立会議を開催する。
- 2、趣旨説明の上で、設立の是非を問う。
- 3、設立が決定すれば、当該団体又は組織の役員及び構成メンバーの推薦。
- 4、事業計画・事業予算等素案作成のうえ、当該組織の規約等作成後発足させる。

第 五 章 会 計

第 17 条 【本会の会計】

(事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

協議会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 其の他

第18条

【規則の変更】

本会則の変更並びに加除訂正は、運営委員会の承認を得なければ、変更することは出来ない。

第19条

【雑則】

本会則の施行にあたっては、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この会則は、平成 25 年 3 月 21 日より施行する。
2. この改正会則は平成 26 年 2 月 24 日より施行する。